

**第 70 回国民体育大会（平成 27 年）**  
**「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例**  
 （平成 27 年 3 月 12 日版）

● 第 70 回国民体育大会実施要項総則

第 5 項 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 68 回又は第 69 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 68 回又は第 69 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…第 68 回又は第 69 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 68 回大会 平成 25 年	第 69 回大会 平成 26 年	第 70 回大会 平成 27 年	第 71 回大会 平成 28 年	第 72 回大会 平成 29 年
A 選手	東京都 (居住地)	×	×	和歌山県 (勤務地)	和歌山県 (勤務地)

【 事例 1：新卒業者 】

	第 68 回大会 平成 25 年度	第 69 回大会 平成 26 年度	第 70 回大会 平成 27 年度	第 71 回大会 平成 28 年度	第 72 回大会 平成 29 年度
B 選手	東京都 (居住地) 〔大学 3 年〕	東京都 (居住地) 〔大学 4 年〕 H27.3 月卒業	和歌山県 (居住地) (和歌山県へ転居) 「新卒業者」適用	和歌山県 (居住地)	和歌山県 (居住地)
C 選手	東京都 (居住地) 〔大学 4 年〕 H26.3 月卒業	和歌山県 (居住地) 「新卒業者」適用	— 〔和歌山県に居住〕	和歌山県 (居住地)	和歌山県 (居住地)
D 選手	東京都 (居住地) 〔大学 4 年〕 H26.3 月卒業	— (和歌山県へ転居)	和歌山県 (居住地) 「新卒業者」適用	和歌山県 (居住地)	和歌山県 (居住地)
E 選手	東京都 (居住地) 〔大学 4 年〕 H26.3 月卒業	長崎県 (居住地) (長崎県へ転居) 「新卒業者」適用	× (和歌山県へ転居)	×	和歌山県 (居住地)

対象者：

第 70 回本大会〔平成 27 年（平成 27 年度）〕：

参加状況		卒業年度
第 68 回	第 69 回	
参加	参加	平成 26 年度に卒業した者
不参加		
参加	不参加	平成 25 年度に卒業した者

※D選手の事例：

D選手は、第 68 回大会に参加し、大学卒業後の第 69 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 70 回大会においては、当該特例が適用され、第 68 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E選手の事例：

E選手は、第 69 回大会において、「新卒業者」の特例が適用されて第 68 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 70 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 69 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 68 回大会 平成 25 年	第 69 回大会 平成 26 年	第 70 回大会 平成 27 年	第 71 回大会 平成 28 年	第 72 回大会 平成 29 年
F 選手	東京都 (居住地)	東京都 (居住地) 大会後結婚 (和歌山県へ転居)	和歌山県 (居住地) 「結婚」適用	和歌山県 (居住地)	和歌山県 (居住地)
G 選手	東京都 (居住地)	— 大会後結婚 (和歌山県へ転居)	和歌山県 (居住地) 「結婚」適用	和歌山県 (居住地)	和歌山県 (居住地)
H 選手	東京都 (居住地) 大会後離婚 (和歌山県へ転居)	和歌山県 (居住地) 「離婚」適用	— 〔和歌山県に居住〕	和歌山県 (居住地)	和歌山県 (居住地)
I 選手	岐阜県 (居住地) 大会後結婚 (東京都へ転居)	東京都 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (和歌山県へ転居)	和歌山県 (居住地) 「離婚」適用	和歌山県 (居住地)	和歌山県 (居住地)
J 選手	東京都 (居住地) 大会後結婚 (和歌山県へ転居)	— 〔和歌山県に居住〕	和歌山県 (居住地) 「結婚」適用	和歌山県 (居住地)	和歌山県 (居住地)
K 選手	東京都 (居住地) 大会後結婚 (長崎県へ転居)	長崎県 (居住地) 「結婚」適用	× (和歌山県へ転居)	×	和歌山県 (居住地)

対象者：

第 70 回本大会[平成 27 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 68 回	第 69 回	
参加	参加	平成 26 年 5 月 1 日以降、平成 27 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者
不参加		
参加	不参加	平成 25 年 5 月 1 日以降、平成 26 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

※ J 選手の事例：

J 選手は、第 68 回大会に参加し、結婚後の第 69 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 70 回大会においては、当該特例が適用され、第 68 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※ K 選手の事例：

K 選手は、第 69 回大会において、「結婚又は離婚に係る者」の特例が適用されて第 68 回大会と異なる都道府県から参加したため、第 70 回大会においては、当該特例の要件発生後、初めての参加ではないことから当該特例の対象外となり、第 69 回大会と異なる都道府県から参加することができない。

【事例3：一家転住等に係る者】

	第 68 回大会 〔高校 1 年生〕	第 69 回大会 〔高校 2 年生〕	第 70 回大会 〔高校 3 年生〕	第 71 回大会
L 選手	東京都 (学校所在地)	— 大会後一家転住 (和歌山県へ転居)	和歌山県 (学校所在地) 「一家転住」適用 H28.3 月卒業	和歌山県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
M 選手	東京都 (学校所在地)	東京都 (学校所在地) 大会後一家転住 (和歌山県へ転居)	和歌山県 (学校所在地) 「一家転住」適用 H28.3 月卒業	埼玉県 (居住地) (埼玉県へ転居) 「新卒業者」適用
N 選手	東京都 (学校所在地) 大会後一家転住 (和歌山県へ転居)	—	和歌山県 (居住地) 「一家転住」適用 H28.3 月卒業	和歌山県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
O 選手	東京都 (学校所在地) 大会後一家転住 (和歌山県へ転居) (大阪府の 高校へ転校)	大阪府 (学校所在地) 「一家転住」適用	大阪府 (学校所在地) H28.3 月卒業	和歌山県 (居住地) 「新卒業者」適用

対象者：

第 70 回本大会〔平成 27 年〕：

参加状況		手続き完了期間
第 68 回	第 69 回	
参加 不参加	参加	第 69 回大会終了後（平成 26 年 10 月以降）、第 70 回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者
参加	不参加	第 68 回大会終了後（平成 25 年 10 月以降）、第 70 回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※N選手の事例：

N選手は、第 68 回大会に参加し、第 69 回大会は不参加だったが、第 70 回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 70 回大会においては、当該特例が適用され、第 68 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※O選手の事例：

O選手は、第 69 回大会において、「一家転住等に係る者」の特例が適用されて第 68 回大会と異なる都道府県から参加した際に、「学校所在地」（「居住地」と異なる都道府県）を選択したため、「学校所在地」と異なる都道府県（「居住地」等）から参加することができるのは、「新卒業者」の特例が適用される第 71 回大会以降となる。

【事例 3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先(転居元) ② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第68回大会 平成25年	第69回大会 平成26年	第70回大会 平成27年	第71回大会 平成28年	第72回大会 平成29年	第73回大会 平成30年
P選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	和歌山県 ふるさと	和歌山県 ふるさと	埼玉県 (居住地)	埼玉県 (居住地)
Q選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	和歌山県 ふるさと	和歌山県 ふるさと	和歌山県 ふるさと	和歌山県 ふるさと
R選手	埼玉県 (居住地)	和歌山県 ふるさと (1回目①)	和歌山県 ふるさと (1回目②)	東京都 (勤務地)	和歌山県 ふるさと (2回目①)	和歌山県 ふるさと (2回目②)
S選手	埼玉県 (居住地)	和歌山県 ふるさと (1回目①)	和歌山県 ふるさと (1回目②)	—	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
T選手	埼玉県 (居住地)	和歌山県 ふるさと (1回目①) H27.3月卒業	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	和歌山県 ふるさと (2回目①)
U選手	和歌山県 ふるさと (1回目①)	—	和歌山県 ふるさと (1回目②)	和歌山県 ふるさと (1回目③)	和歌山県 ふるさと (1回目④)	東京都 (勤務地)
V選手	和歌山県 ふるさと (1回目①)	—	和歌山県 ふるさと (1回目②)	—	和歌山県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)
W選手	和歌山県 ふるさと (1回目①)	—	—	和歌山県 ふるさと (2回目①)	和歌山県 ふるさと (2回目②)	東京都 (勤務地)
X選手	和歌山県 ふるさと (1回目①)	—	—	和歌山県 ふるさと (2回目①)	—	和歌山県 ふるさと (2回目②)

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目  
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ T選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第69回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※ U～X選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、2年目の活用時(事例では第69回大会)に不参加となった場合、その次回大会(事例では第70回大会)に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる(U選手、V選手)。ただし、第70

回大会では「ふるさと」のみ選択可能で、「居住地を示す現住所」、「勤務地」を選択することはできない。

また、1回のふるさと選手制度活用の際に、連続して2大会以上不参加となった場合、1回の活用は終了となる(W選手、X選手)。

【事例4 補足：1大会以上の間隔において開催される競技会での「ふるさと選手制度」活用の考え方について】

考え方

- ・ 当該競技会が1大会以上の間隔において開催される場合(毎年連続して開催されない場合)、前回開催された大会で「ふるさと選手制度」を活用し、その次に開催される大会でも再び活用する場合、連続した同一回の活用としてカウントする。

事例

- ・ 銃剣道競技は、第70回大会以降、隔年実施競技となっており、開催されない大会がある。

第70回	第71回	第72回	第73回	第74回	第75回	第76回	第77回
実施	—	実施	—	—	実施	—	実施
A県 ふるさと		A県 ふるさと			A県 ふるさと		A県 ふるさと
(1回目①)		(1回目②)			(1回目③)		(1回目④)

【事例5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	第 68 回大会 〔中学 3 年生〕	第 69 回大会 〔高校 1 年生〕	第 70 回大会 〔高校 2 年生〕	第 71 回大会 〔高校 3 年生〕
Y 選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	和歌山県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	和歌山県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	和歌山県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
Z 選手	埼玉県 (居住地) H26.3 月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	和歌山県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	和歌山県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
a 選手	岐阜県 (学校所在地) H26.3 月卒業	和歌山県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕
b 選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校)	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	和歌山県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より 2 大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ b 選手の事例：

b 選手は、第 69 回大会(高校 1 年生時)及び第 70 回大会(高校 2 年生時)は不参加であることから、前回大会出場から 2 大会の間を置いたこととなるため、第 71 回大会(高校 3 年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例 5 補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	第 68 回大会 〔中学 3 年生〕	第 69 回大会 〔高校 1 年生〕	第 70 回大会 〔高校 2 年生〕	第 71 回大会 〔高校 3 年生〕
c 選手	和歌山県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 H26.3 月卒業	<del>東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕</del>	<del>東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕</del>	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ c 選手の事例：

c 選手は、第 68 回大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である和歌山県より参加。

第 69 回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、和歌山県以外の都道府県から参加することはできない。和歌山県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、b 選手の事例のように、2 大会の間を置く必要がある。